

熟年者激励手当のご案内

【対象者】

以下のすべてを満たす方

- 1 60歳以上で江戸川区に在住の方
- 2 介護保険の要介護4または5で在宅の方
- 3 本人及び本人と住民票上の世帯を一にする世帯全員が住民税非課税の方

ただし、次の場合は申請できません。

- 1 申請日が病院の入院日から退院日の間に入っているとき
- 2 申請日が介護保険施設等の入所日から退院日の間に入っているとき
(ショートステイ・お泊りデイも含む)
- 3 重度心身障害者手当受給者・生活保護受給者
- 4 世帯内に住民税未申告者がいるとき(本人を含む)

【手当の額】

月額：15,000円×在宅月数

【申請に必要な書類等】

- 1 熟年者激励手当認定申請書
- 2 ご本人名義の普通預金口座の通帳

区外からの転入などにより、江戸川区で課税状況が確認できない場合は
課税証明書(原本)を提出してください。(コピー不可)
同一世帯全員の課税証明書(原本)が必要です。

【住民税非課税の審査】

4月～7月認定請求 「前年度住民税」を審査します
8月～翌3月認定請求 「当該年度住民税」を審査します

【審査結果】

申請内容と認定要件を審査のうえ、申請された翌月上旬に審査結果を送付します。

認定 「熟年者激励手当認定通知書」 申請月以降が支給対象
却下 「熟年者激励手当認定申請却下通知書」

【支給方法】(現況届兼請求書の提出)

手当振込月の前月(3月・7月・11月)に現況届兼請求書をご自宅に郵送します。
支給対象期間内の在宅状況・世帯全員の課税状況を記入し、提出期限までに必ず提出してください。(提出する現況届兼請求書は写しをとり、控えとしてご自宅で保管してください。)

以下のいずれかに該当する場合、手当を支給することはできません。

- 1 現況届兼請求書を提出していない
- 2 入院・入所等(ショートステイやお泊りデイを含む)で同月内に在宅(自宅で生活)していない。
- 3 現況届兼請求書の記入内容が事実と異なる。

| 支給対象期間 | 現況届送付月 | 支給月 (口座振込) | 住民税非課税審査年度 |
|-----------|----------|---------------|------------|
| 4月～7月分 | 7月10日頃 | 8月下旬 | 前年度住民税 |
| 8月～11月分 | 11月10日頃 | 12月下旬 | 当該年度住民税 |
| 12月～翌年3月分 | 翌年3月10日頃 | 翌年4月下旬 | |

【受給資格の消滅】

以下のいずれかに該当する場合、受給資格が消滅します。相談係にご連絡ください。

江戸川区から転出した。

要介護4または要介護5以外になった。

介護認定の更新を行っていない。

介護保険施設や有料老人ホーム、グループホームに入所した。

病院や施設等に長期入院・入所している。

重度心身障害者手当を受給した。

生活保護を受給した。

本人または同一世帯の家族が住民税課税者になった。

【問い合わせ先】

江戸川区福祉部介護保険課相談係

〒132-8501 江戸川区中央1-4-1

電話 03(5662)0061

FAX 03(5663)5172